

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：治山・森林管理道整備事業

1 取組の概要

治山事業の実施に当たっては、木製品の積極的な利用や立木の伐採を最小限にとどめるなどして、環境への負荷を軽減するよう努めた。斜面安定工では、植生回復に必要な表土の残存を図るとともに、表土が流失した箇所については伏工を施工し植生の早期回復に配慮した。

森林管理道の整備に当たっては、木製品や再生資材の積極的な活用に努め、また環境対策型機械の使用などにより、環境配慮方針の実践に努めた。

2 主な成果

（治山事業）

- ・丸太筋工などの木製構造物を採用し、再生可能な自然素材を活用した。
- ・基礎に自穿孔式のアンカーを用いコンクリートを使用しない工法を採用した。
- ・既存の立木の伐採が不要なロープ伏工を採用したほか、資材等運搬にはモノレールを使用し、現地の地形や植生への影響を最小限とするように努めた。

（森林管理道整備事業）

- ・環境に配慮して、排出ガス対策型の建設機械を使用した。
- ・表層工及び下層路盤工には、再生資源を利用した。
- ・構造物の一部に緑化可能の鋼製擁壁を使用した。
- ・施工前に希少植物の有無について調査を実施した。
- ・法面は緑化を行い、在来植物を中心に採用した。

3 今後の方針

治山事業では、木材の活用や適切な工法選択などにより、自然景観に配慮した施工に努める。また、治山構造物の設置箇所や工種の見直しなどにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

森林管理道整備事業では、木材や再生資材の積極的な活用などにより、環境への負荷の軽減に努める。道路幅員の縮減や線形の選択などにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

4 課題

公共工事の実施に際しては、環境への配慮と同時にコストの縮減、品質の確保についても求められている。このため、事業の計画・設計段階から施工段階を通して、自然環境への配慮とともに、コスト縮減及び工事の品質確保が図ることのできる工

種・工法を選択などについて、検討をする必要がある。

5 事業一覧

別表－２のとおり

別表－２ 個別評価事業一覧

事業年度：平成 30 年度

部局名：農林部

事業種名：治山・森林管理道整備事業

番号	事業名	配慮事項 ・段階	該当 チェック数	実施 チェック数	環境配慮 実施率	総合評価
1	予防治山事業（西向）	施工段階	12	10	83.3	4
2	予防治山事業（赤沢）	施工段階	7	7	100.0	5
3	緊急予防治山事業（境神）	計画段階	4	3	75.0	3
4	緊急予防治山事業（境神）	設計段階	4	3	75.0	3
5	予防治山事業（山の神）	計画段階	4	4	100.0	5
6	予防治山事業（山の神）	設計段階	5	5	100.0	5
7	復旧治山事業（下木影）	施工段階	14	14	100.0	5
8	予防治山事業（金山沢）	計画段階	4	3	75.0	3
9	予防治山事業（金山沢）	設計段階	14	12	85.7	4
10	予防治山事業（向ノ沢）	施工段階	8	7	87.5	4
11	予防治山事業（三ツ山）	計画段階	4	3	75.0	3
12	予防治山事業（三ツ山）	設計段階	14	12	85.7	4
13	予防治山事業（平溝）	施工段階	12	12	100.0	5
14	緊急予防治山事業（矢那瀬）	施工段階	10	10	100.0	5
15	広河原逆川線森林管理道改良事業	施工段階	11	9	81.8	3
16	大名栗線森林管理道改良事業	施工段階	14	11	78.6	3
17	大名栗線森林管理道舗装事業	施工段階	11	9	81.8	3
18	西名栗線森林管理道開設事業	施工段階	15	11	73.3	3
19	森林管理道開設事業（御岳山 2 号線）	施工段階	16	15	93.8	5
20	森林管理道舗装事業（明ヶ平沢戸線）	施工段階	11	10	90.91	5
21	森林管理道改良事業（八日見線）	施工段階	13	10	76.9	3
22	森林管理道舗装事業（上野大滝線）	施工段階	10	7	70.0	3
23	森林管理道改良事業（金山志賀坂線）	施工段階	11	8	72.7	3
24	森林管理道改良事業（広河原逆川線）	施工段階	11	8	72.7	3
25	森林管理道改良事業（矢納櫓尾線）	設計段階	5	4	80.0	4
26	森林管理道改良事業（矢納櫓尾線）	計画段階	5	4	80.0	4
	合計		249	211		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（西向）
事業の規模	施工面積 0.08ha	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	平成28～29年度	段階	施工段階（事業終了年度の翌年に行う評価）
事業の概要： 平成27年の台風18号に伴う大雨により山腹の崩壊が発生し、大雨等による被害拡大のおそれがあったため、斜面安定工及び伏工により山腹崩落の拡大を抑制するとともに、床固め工により崩落土砂等の流出を防止して、直下にある人家や簡易水道浄水場、県道、市道の保全を図った。			

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

斜面安定工により、植生回復に必要な表土の残存を図るとともに、表土が流失した個所については伏工を施工し植生の早期回復に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（西向）
-----	------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		✓	✓
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		✓	✓
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○			

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○			
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○			
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○			

基本方向 2	恵み豊かであるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	✓
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		✓	✓
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○			
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○			
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		✓	

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
			実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
		83		12	10		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（赤沢）
事業の規模	ロープ伏工 1204m ²	実施場所	飯能市大字赤沢地内
	エネルギー吸収柵工積 44m		
計画期間	平成27～30年度	段階	施工段階（着手後3年ごとに行う評価）
事業の概要： 落石から山腹斜面下方の集落及び県道、市道を保全するため、ロープ伏工により発生源となる転石及び風化した岩盤の崩落防止対策を実施するとともに、落石防護柵工を設置して落石を捕捉する対策を実施した。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 工法の選定にあたり、既存の立木の伐採が不要なロープ伏工を採用した。また、自穿孔式のアンカーを用いてコンクリートを使用しない落石防護柵工を採用しており、自然環境への負荷を最小限に抑えた。
- ・ 資材等運搬にはモノレールを使用し、現地の地形や植生への影響を最小限とするように努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（赤沢）
-----	------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○			
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		✓	✓
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○			

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○			
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○			
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○			
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○			

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	✓
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○			
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○			
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○			
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○			

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○		
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
		100				7	7

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	緊急治山事業（境神）
事業の規模	鋼管杭 8本	実施場所	比企郡ときがわ町大字大野地内
計画期間	平成30年度から令和元年度	段階	計画段階
事業の概要：町道の上部で地滑りが発生している。 この斜面を復旧するために、鋼管杭による地滑り防止工事をおこなう。 工事個所下部には人家が20戸、県道500m、町道500m、浄水場がある。			

※別表－1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・環境配慮型の機械を使用する。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	緊急治山工事（計画）
-----	------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○			
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○			
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○			
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○			

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○			
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○			
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○			
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○			

基本方向 2	恵み豊かであるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○			
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○			
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○			
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○			
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○			
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○			

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
		75				4	3

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	緊急治山事業（境神）
事業の規模	鋼管杭 8本	実施場所	比企郡ときがわ町大字大野地内
計画期間	平成30年度から令和元年度	段階	設計段階
事業の概要：事業の概要：町道の上部で地滑りが発生している。 この斜面を復旧するために、鋼管杭による地滑り防止工事をおこなう。 工事箇所下部には人家が20戸、県道500m、町道500m、浄水場がある。			

※別表－1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・環境配慮型の機械を使用する。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	緊急治山工事（設計）
-----	------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○			
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○			
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○			
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○			

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○			
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○			
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○			
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○			

基本方向 2	恵み豊かであるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○			
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○			
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○			
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○			
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○			
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○			

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
		75				4	3

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	予防治山事業(山の神)
事業の規模	谷止工 2基	実施場所	児玉郡神川町大字矢納地内
計画期間	平成30年度	段階	計画段階
事業の概要：当該沢は、河床及び両岸は浸食されていた。当該沢の浸食防止と下流に続く安房沢への土砂の流入を防止するため、谷止工2基を施工する。 工事箇所下部には、県道100m、林道100m、1級河川神流川、下久保ダムがある。			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ・環境配慮型の機械を使用する。 ・支障木の伐採を最小限にする。 ・工事による濁水を下流に流さない。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○			
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○			
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○			
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○			

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○			
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○			
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○			
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○			
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○			

基本方向 2	恵み豊かであるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○			
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○			
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○			
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○			
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○			

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)
		100				4	4

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	
------	--

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	予防治山事業(山の神)
事業の規模	谷止工 2基	実施場所	児玉郡神川町大字矢納地内
計画期間	平成30年度	段階	設計段階
事業の概要：事業の概要：当該沢は、河床及び両岸は浸食されていた。当該沢の浸食防止と下流に続く安房沢への土砂の流入を防止するため、谷止工2基を施工する。 工事箇所下部には、県道100m、林道100m、1級河川神流川、下久保ダムがある。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・環境配慮型の機械を使用する。
- ・支障木の伐採を最小限にする。
- ・工事による濁水を下流に流さない。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○			
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○			
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○			
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○			

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○			
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○			
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○			
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○			

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○			
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○			
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○			
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○			
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○			

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
			実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
		100		5	5		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	
------	--

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業

にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（下木影）
事業の規模	施工面積 0.81ha	実施場所	秩父市浦山地内
計画期間	平成24年度～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 豪雨等により山腹崩壊が発生した地区において、山腹基礎工、山腹緑化工により復旧し、斜面の安定と早期緑化を図る。			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・浦山ダム上流部に位置する箇所であるため、透水性に優れるかご枠等を施工し、環境に配慮しつつ景観になじむ構造とし、下流ダムへの土砂流出を防止した。
- ・筋工は丸太によるものとし、県産材を使用した。
- ・工事使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（下木影）
-----	-------------

基本方向 1	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		✓	✓
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		✓	✓
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		✓	✓
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		—	—
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		✓	✓
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		—	—

基本方向 2	配慮時期				チェック		
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保							
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓	✓
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		—	—
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		✓	✓
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		—	—

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		✓	✓
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○		✓	✓
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○		✓	✓
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○		—	—
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○		✓	✓

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
			実施率 (b/a (%))		合計 (a)	合計 (b)	
				14	14		

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（金山沢）
事業の規模	溪間工 整備計画量 0.15ha	実施場所	秩父郡皆野町大字金沢地内
計画期間	平成30年度～令和元年度	段階	計画段階
事業の概要： 当該地域は、急峻な地形、風化の進んだ地質等の自然条件であり、溪岸侵食等により土砂が生産され、流出するおそれがある。 工事箇所の下流には集落があるため、流出土砂により被災することの無いよう、治山ダムを設置する。			

※別表－1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項
希少野生生物の生息・生育状況の把握に努める。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（金山沢）
-----	-------------

基本方向 1	配慮時期				チェック	
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現						
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。						
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○		
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○		
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。						
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○		
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○		
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		

基本方向 2	配慮時期				チェック	
	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保						
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。						
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○	✓	✓
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	✓	
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○		
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○		
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○		

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○		—	—
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○			
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○			
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○		✓	✓
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○			
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○			

基本方向 3	自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○	✓	✓
					実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)
						4	3

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	3
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。